

円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。

※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」）を決定しております。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子の変動するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 金利水準は、日本銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損

または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

- ・ 円貨建て債券が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は 10 年国債の金利の上昇・低下に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- ・ 円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、円貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・ 円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- ・ 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・ 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した

場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

<適用利率が変動するリスク>

円貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って決定されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

<流動性に関するリスク>

- ・円貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
- ・国外で発行される円貨建て債券（ユーロ円債）は、原則として、当社から他社へ移管（出庫）することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

企業内容等の開示について

円貨建ての外国債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・利付国債は、当社では原則として、その償還日の3営業日前の日を、その他の円貨建て債券はその償還日の4営業日前を約定日とするお取引までが可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金 54,323,146,301 円(2024 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業 金融商品取引業
設 立 年 月 1944 年 3 月
連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター
電話番号：0120-104-214（携帯電話からは、0570-550-104（有料））
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号：0120-142-892
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客様：IFA サポート
電話番号：0120-581-861
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-104-214（携帯電話からは、0570-550-104（有料））

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号：0120-142-892

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客様：IFA サポート

電話番号：0120-581-861

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日、年末年始を除く）

Gulliver=IDOM債
発行登録追補目論見書

2025年11月

IDOM Inc.

株式会社 **IDOM**

発行登録追補目論見書

2025年11月

株式会社 I D O M

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

目次

頁

【表紙】	
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3【新規発行による手取金の使途】	5
第2【売出要項】	5
第3【第三者割当の場合の特記事項】	5
第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】	5
第三部【参照情報】	6
第1【参照書類】	6
第2【参照書類の補完情報】	6
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	7
第四部【保証会社等の情報】	8
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	9
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	10

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7－関東 1－2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月19日

【会社名】 株式会社 I D O M

【英訳名】 IDOM Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 羽鳥 由宇介（戸籍名：羽鳥 裕介）

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

【電話番号】 050-1749-8962

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 西端 亮

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

【電話番号】 050-1749-8962

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 西端 亮

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 1,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年10月27日
効力発生日	2025年11月 4 日
有効期限	2027年11月 3 日
発行登録番号	7－関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 10,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
－	－	－	－	－
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

（注） 1．実績合計額は、券面総額または振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

2．今回の募集とは別に、株式会社 I D O M第 2 回期限前償還条項付無担保社債（社債間限定同順位特約付）（券面総額または振替社債の総額3,000百万円（発行価額の総額3,000百万円））を発行すべく、2025年11月19日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号 7－関東 1－1）を関東財務局長へ提出しましたが、2025年11月26日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日（2025年11月19日）現在払込みが完了していないため、上記実績合計額欄の算出には加算されていません。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 10,000百万円
(10,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社 I D O M 第 3 回 無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (愛称: Gulliver = IDOM 債)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額 (円)	金 1,000 百万円
各社債の金額 (円)	10 万円
発行価額の総額 (円)	金 1,000 百万円
発行価格 (円)	各社債の金額 100 円につき 金 100 円
利率 (%)	年 2.45%
利払日	毎年 6 月 4 日 および 12 月 4 日
利息支払の方法	1 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026 年 6 月 4 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 4 日および 12 月 4 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (4) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記((注)「15 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	2028 年 12 月 4 日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額 100 円につき 金 100 円 2 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2028 年 12 月 4 日にその総額を償還する。 (2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日 (以下に定義する。) にあたるときは、その支払は前銀行営業日 (以下に定義する。) にこれを繰り上げる。 「銀行営業日」とは、東京において商業銀行が営業を行っている日をいい、銀行営業日でない日を「銀行休業日」という。 (3) 本社債の買入消却は、法令または振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記((注)「15 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金 (円)	各社債の金額 100 円につき 金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025 年 11 月 20 日から 2025 年 12 月 3 日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2025 年 12 月 4 日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債のために担保提供（当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすることおよび当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。）する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本社債の社債要項において担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすることおよび当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。 2 当社が、合併、会社分割、株式交換または株式移転により担保権の設定されている他社の社債を承継する場合には、本欄第1項は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。この場合、社債権者集会の決議は要しないものとする。 (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または本欄第1項(1)により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項および別記(注)6①は適用されない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社はJ C RからB B B + (トリプルBプラス)の信用格付を2025年11月19日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号 03-3544-7013

2 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合にはただちに本社債について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または別記「財務上の特約(その他の条項)」欄(1)により当社が本社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本(注)3(1)③に該当しても期限の利益を失わない。

① 当社が別記「償還の方法」欄の規定に違背したとき。

② 当社が別記「利息支払の方法」欄の規定に違背し、7日以内に履行しないとき。

③ 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

④ 当社が別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第(2)号、本(注)4乃至本(注)6および本(注)11に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。

⑤ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。

⑥ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債若しくはその他の借入

金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

- ⑦ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
 - ⑧ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ⑨ 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押え若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。
- (2) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

4 社債管理者の調査権限

- ① 社債管理者は、2025年11月19日付株式会社I DOM第3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)管理委託契約証書(以下「管理委託契約」という。)の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- ② 本(注)4①の場合で、社債管理者が当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

5 社債管理者に対する定期報告

- ① 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が本(注)5②に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
- ② 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書並びにそれらの添付書類および訂正報告書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法(関連法令を含む。)の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

6 社債管理者に対する通知

- ① 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- ② 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - (イ)事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - (ロ)事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止若しくは廃止しようとするとき。
 - (ハ)資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。
- ③ 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときまたは変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

7 社債管理者の義務

- ① 社債管理者は、法令および管理委託契約の定めに従い、本社債の社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理を行う。
- ② 社債管理者は、法令および管理委託契約の定めに従い、本社債の社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行う。

8 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為(会社法第705条第1項に掲げる行為を除く。)を行わない。

9 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者(事前に当社の承認を得た者に限る。)を定めて辞任することができる。
- ① 社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。

- ② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。
- (2) 本(注)10(1)の場合には、当社並びに辞任および承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

11 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令または管理委託契約に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の電子公告(ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)によりこれを行う。

12 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)16を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)12(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

13 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

14 社債要項または管理委託契約の公示

当社および社債管理者は、それぞれの本店に本社債の社債要項の謄本および管理委託契約の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

16 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,000	1. 引受人は本社債の全額につき、買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金60銭とする。
計	—	1,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金4.5銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
1,000	15	985

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額985百万円については、全額を2027年2月末までに大型店新規出店に伴う運転資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第31期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) 2025年5月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第32期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日) 2025年10月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2025年11月19日)までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年5月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2025年11月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものです。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日(2025年11月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

これらのリスクは発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。また、事業上のリスク要因として具体化する可能性は、必ずしも高くない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、当社への投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

①オートオークション相場の変動により、適正な粗利が確保できなくなり、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

中古車市場では約230万台の中古車が流通しております。オートオークションでは中古車が年間約800万台が取引され、需要と供給により価格が決定するため、その価格は日々変動しております。

当社は、変動する中古車相場において、各車両の状況と市場価値を見極め、適正な価格で仕入れ、適正な価格で販売する体制を構築し、オークション相場の影響低減に努めております。しかしながら、急騰、急落などの予期せぬ変動をした場合は、短期的に、当社グループの業績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

②競合他社との競争が激化して、販売価格が低下し、適正な利益を確保することができなくなり、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

中古車市場は事業者の裾野が非常に広く、大手による寡占化が進んでいないという特徴があります。そのため、大手同士による競争激化の状態ではなく、当社は適正な販売価格を維持しつつ、シェアの拡大を目指すことができると考えております。しかしながら、競争激化による仕入環境の変化、在庫の過不足等の要因により適正利潤の確保が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に短期的な影響を与える可能性があります。

③景気動向の悪化により、販売台数が低下し、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

中古車は、過去から景気動向に左右されることなく、一定の流通台数があることから、中古車は嗜好品ではなく必需品であると考えられます。このことから、景気悪化により、販売台数の低下があったとしても、中古車需要そのものが消失するものではなく、先延ばしされるものと判断しております。しかしながら、短期的には当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④大型店出店後の周辺環境変化などにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、出店物件の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の人口やその動態、競合店の状況等を勘案して判断しております。当社では、資産効率を維持するため、出店にあたり、原則、土地の取得はしておりません。契約期間の途中であっても、契約を終了させてられる旨を定める中途解約条項を盛り込むことで、機動的な退店を可能としております。しかしながら、収益性の悪化や市場価値の低減により、店舗等の保有資産の減損処理が必要となった場合には、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤有利子負債が増加することにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、現状においては、大型店出店に必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。安定的な収益基盤の構築の推進、財務基盤の健全性を確保することにより、金融市場における信用力を強固なものにしてまいります。

また、資金調達の要否については、出店計画、資金需要の金額と支払タイミング、運転資金、営業キャッシュ・フロー等を総合的に検討して決定してまいります。ただし、金融情勢の変化により調達環境が悪化した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥人材確保が困難になることで、事業運営に必要な人員が不足し、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、個々人の能力や生産性を加味した上で、人員計画の作成、戦略的な配置、評価制度や働き方の刷新などを機動的に実施することで、適切な人材の育成管理をしております。現状は問題なく優秀な人材の確保ができておりますが、人材教育制度の充実や、従業員が働き甲斐や自己成長を感じられる仕事の仕方や魅力的な職場環境の実現に取り組むことで優秀な人材の安定的な確保を目指してまいります。また、定期的に従業員のエンゲージメント状態の可視化・数値化をすることで、組織における課題発見と課題解決を推進しております。

しかしながら、人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑦将来、重要な訴訟等が提起されることにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、法務部門の設置及び顧問弁護士との連携や、必要な社員教育等を行うことで訴訟リスクを軽減するとともに訴訟等の事態が発生した際の損失を最小化するための体制を構築しております。

当連結会計年度末において業績に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておきませんが、将来重要な訴訟が提起された場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑧個人情報等が外部に流出するような事態が発生した場合、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、個人情報の取り扱いについては、個人情報管理規程、情報セキュリティ規程、機密情報管理規程、個人番号及び特定個人情報取扱規程などの社内規程を制定し遵守しております。また、リスク管理体制の強化と従業員教育の徹底に取り組んでおります。

しかしながら、個人情報等が外部に流出するような事態が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑨台風や大雪といった天候の状況や、自然災害等が発生し、財産の棄損、事業運営に遅延又は障害をきたした場合の業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、全国的な店舗展開をしており、必要な防災対策を行っておりますが、台風や大雪により店舗が被害を受けたり、営業活動が行えなくなる場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

しかしながら、当社の在庫は車両であって移動可能であることから、店舗の移転費用などが発生する可能性はあるものの、通常の投資の範囲内に収まると想定しております。

⑩風評被害などで当社の企業イメージが悪化することにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、風評リスクに対処するため、事実に基づいた迅速かつ適切な対応を行うことを基本方針としています。

具体的には、風評被害の発生を未然に防ぐための予防策の策定と実施、および事象発生時には社内外の関係者と適切に連携することで、損害の発生および拡大を最小限に抑えるための体制を整備しています。

しかしながら、当社の商品、サービス等に関する風評被害が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑪法的規制などによって業績及び財政状態に影響を与える可能性について

古物営業法、道路運送車両法、保険業法等の規制を受けており、法令・規則等の改正や新たな法的規制が設けられる場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社I DOM 本店

(東京都千代田区丸の内二丁目7番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社 I D O M		
代表者の役職氏名	代表取締役社長	羽鳥	由宇介
	(戸籍名：羽鳥 裕介)		

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
105,854百万円

(参考)

(2023年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
833円 ×	106,888,000株 =	89,037百万円

(2024年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,154円 ×	106,888,000株 =	123,348百万円

(2025年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
984円 ×	106,888,000株 =	105,177百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社IDOM）及び子会社15社（2025年8月31日現在）により構成されており、一般消費者への小売を主要な販路として、中古車販売事業及びこれらに付帯する事業を主たる業務としております。なお、中古車販売事業においては、新車販売も行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

(1) 日本

連結財務諸表提出会社（株式会社IDOM）は、中古車販売事業及びこれらに付帯する事業を行っております。

東京マイカー販売株式会社（連結子会社）は、中古車の売買を行っております。

株式会社IDOM CaaS Technology（連結子会社）は、自動車のリース及びレンタル事業を行っております。

株式会社IDOMビジネスサポート（連結子会社）は、事務処理等の業務の受託を行っております。

株式会社IDOM Digital Drive（連結子会社）は、ソフトウェア等の開発を行っております。

(2) その他

Gulliver USA, Inc.（連結子会社）及びGulliver EAST, Inc.（連結子会社）は、米国国内における中古車の売買を行っております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (百万円)	380,564	459,532	416,514	419,852	496,678
経常利益 (百万円)	9,642	17,561	18,146	15,826	19,115
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,484	10,794	14,205	11,442	13,447
包括利益 (百万円)	3,021	11,481	14,576	11,452	13,523
純資産額 (百万円)	45,015	55,709	62,702	69,930	80,832
総資産額 (百万円)	177,222	189,766	173,293	184,031	220,041
1株当たり純資産額 (円)	438.18	537.97	618.34	687.34	791.01
1株当たり当期純利益 (円)	14.77	107.51	141.48	113.96	133.93
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.8	28.5	35.8	37.5	36.1
自己資本利益率 (%)	3.4	22.0	24.5	17.5	18.1
株価収益率 (倍)	41.9	6.1	6.0	7.9	8.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,508	8,276	2,275	9,648	△20,036
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,373	△4,500	△166	△8,367	△8,762
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12,495	△1,332	△10,634	△8,230	13,634
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	43,179	45,670	37,473	30,548	15,416
従業員数 (人)	4,629	4,347	3,132	3,508	4,023
(外、臨時雇用者数)	(554)	(803)	(1,695)	(1,827)	(1,728)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第27期、第28期及び第30期は潜在株式が存在しないため、第29期及び第31期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (百万円)	275, 710	306, 733	366, 069	413, 206	486, 843
経常利益 (百万円)	7, 642	11, 573	15, 998	16, 404	19, 374
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△2, 081	6, 553	20, 020	11, 864	13, 945
資本金 (百万円)	4, 157	4, 157	4, 157	4, 157	4, 157
発行済株式総数 (株)	106, 888, 000	106, 888, 000	106, 888, 000	106, 888, 000	106, 888, 000
純資産額 (百万円)	41, 025	46, 816	59, 836	67, 476	77, 495
総資産額 (百万円)	147, 897	156, 964	173, 787	181, 492	214, 062
1株当たり純資産額 (円)	408. 59	466. 26	594. 48	671. 93	771. 67
1株当たり配当額 (内 1株当たり中間配当 額) (円)	10. 60 (5. 30)	4. 60 (2. 30)	42. 50 (16. 20)	34. 19 (14. 41)	40. 18 (19. 38)
1株当たり当期純利益又 は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△20. 70	65. 27	199. 39	118. 17	138. 89
潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	27. 7	29. 8	34. 3	37. 2	36. 2
自己資本利益率 (%)	—	14. 9	37. 6	18. 7	19. 2
株価収益率 (倍)	—	10. 1	4. 2	7. 6	7. 9
配当性向 (%)	—	7. 0	21. 3	28. 9	28. 9
従業員数 (外、臨時雇用者数) (人)	3, 318 (430)	3, 072 (653)	2, 968 (1, 615)	3, 350 (1, 734)	3, 812 (1, 597)
株主総利回り (%)	123. 0	131. 3	176. 7	194. 9	241. 8
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(126. 4)	(130. 7)	(141. 8)	(195. 1)	(200. 2)
最高株価 (円)	698	1, 090	933	1, 000	1, 487
最低株価 (円)	309	575	557	686	891

- (注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、第28期及び第30期は潜在株式が存在しないため、第29期及び第31期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第27期は 1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第27期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年 4 月 4 日より東京証券取引所（プライム市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年 3 月31日）等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。